

令和元年第8回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年8月26日(月)
開会 15時4分 閉会 17時5分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司
教育総務課長(以下、「教総課長」という。)吉村 岩雄
学校教育課長(以下、「学教課長」という。)高野 徹
社会教育課長(以下、「社教課長」という。)淡居 宗則
体育保健課長(以下、「体保課長」という。)榎 英樹
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから令和元年第8回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第7回佐伯市教育委員会の会議録の承認を桑門委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・8/1 第13回市町村教育委員研修大会
- ・8/1～2 教育行政外部評価委員会
- ・8/2 市内小学校教諭死亡
- ・8/4 中学校吹奏楽サマーコンサート
- ・8/13～15 学校閉庁日
- ・8/14 夏期巡回ラジオ体操
- ・8/20 意見交換会スタート

- ・8/22 大分県市町村教育長協議会
- ・8/23 英語弁論大会

議 案

【議 事】

議案第29号 令和元年第3回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和元年度一般会計補正予算（第2号）
- ・佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
 - ① 市民会館（新文化会館）建設検討委員会設置条例
 - ② 佐伯市文化会館条例
- ・佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第29号佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、担当から説明をお願いします。

教総課長 議案第29号令和元年第3回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、別紙議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。提案理由は、令和元年第3回佐伯市議会定例会に提出する議案について、教育委員会の意見を求めたいので提出するものであります。別紙資料により各課から主なものについて説明します。

教総課長 ＝【教育総務課分】令和元年度一般会計補正予算（第2号）の概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

学教課長 ＝【学校教育課分】令和元年度一般会計補正予算（第2号）の概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

教育長 グリーンプラザとはどういう施設なのか説明をお願いします。

学教課長 佐伯市の教育支援センターであり、学校にいけない子どもたちが月曜日から金曜日まで通っており、そこで学習活動や菜園活動等を行っています。

平井委員 学校にいけない子どもとはどういうことなのか。

学教課長 不登校の子どもです。

平井委員 最終的に卒業させるのですか。

学教課長 各学校で卒業します。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 なし

体保課長 = 【体育保健課分】令和元年度一般会計補正予算（第2号）の概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

社教課長 = 【社会教育課分】令和元年度一般会計補正予算（第2号）の概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

全委員 なし

教育長 全体を通して何かご意見、ご質問はありませんか。なければ、次に進みます。

教育長 次に佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について、担当から説明をお願いします。

教総課長 佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について、この条例は市長部局が9月議会に提出するものですが、教育委員会においても会計年度任用職員の任命権者となりますので意見を求めるものであります。提案理由は、地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めることに関し、新たに条例を制定するものです。現在、佐伯市では市長部局で300人、教育委員会で213人の臨時職員、嘱託職員を任用しています。その任用に関する制度が不明確で各自治体によって取り扱いが違うため、適正な任用、勤務条件を確保することを目的としています。この条例の制定により、教育委員会で任用している臨時職員、嘱託職員は、ほぼ会計年度任用職員へ移行することになります。条例第1条の内容は、趣旨について、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるとしてあります。第2条につきま

してはパートタイムの会計年度任用職員に対する報酬及び期末手当について定めています。第3条につきましては、公務により旅行した時や通勤手当の費用弁償について定めています。第4条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給料や期末手当を定めています。第5条につきましては、支給について定めています。第6条につきましては、減額について定めています。第7条につきましては、第2条から第6条の規定に関して、他の職員と均衡がとれない場合は、その限りではない旨を特例として定めています。第8条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は任命権者が定めるとしてあります。ここで言う任命権者とは教育委員会になります。なお、この条例は、給料の格付や勤務条件等について、全てを明記されているわけではありませんので、今後、9月か10月の教育委員会におきまして規則を定める予定です。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 今よりも給料等がよくなるのか。

教総課長 若干よくなります。既に今年度、少し上げています。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ次に進みます。

教育長 次に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、担当から説明をお願いします。

教総課長 この条例も先ほどと同じように市長部局が議会に提出するものであります。提案理由につきましては、地方公務員法等の一部改正により、一般職の会計年度任用職員に関する制度が導入されること等に伴い、関係条例の整備をすることに関し、新たに条例を制定するものであります。この条例は第1条から第9条まであります。会計年度任用職員について、報酬等も含めて新たに条例が制定されたことにより、改正前に関係のあった各条例は、会計年度任用職員に係る規定に改正する必要があるため、新たに条例を制定するものです。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 9ページの改正前が臨時職員及び非常勤職員、改正後が会計年度任用職員及び臨時的任用職員となっており、呼び名が変わったということか。

教総課長 はい。

教育部長 そもそもの臨時職員、非常勤職員というのは、法律で定められたものと使い方がおかしい状態が続いてきた。それを実態的なものに合わせるために会計年度（4

月から3月まで)で採用することを明確にし、その他の分も一般職と特別職があり、地方公務員法は一般職は適用するが特別職には適用しないなど、職を臨時職員及び非常勤職員から会計年度任用職員及び臨時的任用職員に整理を行ったものであります。

岩佐委員 これは全国的なことですか。

教総課長 はい。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ次に進みます。

教育長 次に佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、担当から説明をお願いします。

社教課長 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、佐伯市条例の廃止に関する条例に第1条として64号に市民会館(新文化会館)建設検討委員会設置条例を、第2条として65号に佐伯市文化会館条例を加えるものであります。64号の市民会館(新文化会館)建設検討委員会設置条例の廃止については、この条例は佐伯文化会館の老朽に伴う市民会館(新文化会館)の建設について、市民、学識経験者等の意見を反映する目的で平成24年3月30日に制定されたものであります。建設検討委員会の所掌事務は条例第2条により市長の諮問に応じて、市民会館(新文化会館)の建設に関し必要な事項を検討し、その結果を市長に答申するものです。委員の任期は第4条第2項により、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとなっております。自治委員、社会教育委員、商工会議所、学校関係、文化振興会、文化協会、まちづくり関係の代表及び市関係課代表の19名で組織された同委員会は平成24年度、平成25年度の2か年で計8回の会議を開催し、平成24年に市民会館(新文化会館)建設の有無について「建設が必要である」との答申を、また平成25年度に市民会館(新文化会館)の場所、規模及び複合性についての検討内容をまとめた答申書を市長に提出しております。現在、大手前に建設中のさいき城山桜ホールは平成27年7月に策定した大手前開発基本計画では佐伯文化会館の代替施設として位置付けられており、同委員会での検討の結果を踏まえた施設となっております。佐伯文化会館の機能を移転させ、新たにさいき城山桜ホールが設置されることに伴い、今後、同委員会への建設に関し諮問を行う必要がないことから同条例を廃止するものであります。第1条については施行を公布の日からとしております。次に65号の佐伯市文化会館条例の廃止につきまして、昭和46年の開館以来48年が経過し老朽化が進んでいる佐伯文化会館について、大ホール、中ホール等の機能をさいき城山桜ホールに移転することに伴い、佐伯文化会館条例を廃止するものであります。佐伯文化会館は市民の集会、文化教養の向上等、住民の福祉を増進することを目的とした施設ですが、平成3年に外壁を改修して以降、大規模な改修を行っておらず、旧耐震基

準の施設であるため、耐震性についても問題があります。さいき城山桜ホールが令和2年10月末に開館予定であることから、佐伯文化会館は令和2年10月31日まで開館し、市民の皆様にご利用していただくこととしております。なお、佐伯文化会館条例施行規則において、1年前からの予約が可能となっていることから、文化会館としての予約を制限するため、第2条の佐伯文化会館条例についての施行は令和2年11月1日からとしておりますが今回のタイミングで廃止をするものであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

平井委員 文化会館の閉館は来年の2月か3月ではなかったのか。

社教課長 当初の予定は今年度末でした。さいき城山桜ホールの開館時期がずれたため、市民の利便性を考慮し、文化会館の閉館時期をずらしました。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ次に進みます。

教育長 次に佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、担当から説明をお願いします。

体保課長 佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、佐伯市の最勝海グラウンドを廃止するものであります。最勝海グラウンドの廃止については、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものであります。
＝地図で最勝海グラウンドの場所を説明＝
学校自体は平成9年3月で閉校となっており、校舎は平成29年に解体されました。体育の施設としても3年以上利用者がありません。今回、地元の振興局から跡地の利用について、花や木を植え、地域振興を図っていききたいとの提案もあり、担当課としては体育の施設としては機能していないとの判断で最勝海グラウンドを廃止し、行政財産を普通財産に戻して、地元の振興局で活用してもらいたいと考えております。説明は以上です。

教育長 資料42ページをご覧ください。佐伯市が所有しているグラウンドの一覧で、その利用状況が記載されております。最勝海グラウンドは使用の実績がありません。利用者がいないため、夜間照明施設も平成29年12月26日に廃止されております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員 大入島グラウンドも利用がほとんどないが話し合い等はしているのですか。

体保課長 グラウンドの利用について、6月議会でパークゴルフ場として利用したいとの要

望がありました。維持費等の問題があることを説明しておりますが、担当課としては跡地の利用について有効なものがあれば、廃止することは問題ないと考えています。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ議案第 29 号につきましては、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 30 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

教育長 議案第 30 号令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、担当からお願いします。

教総課長 別紙 2 をご覧ください。この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。市教育委員会においても自ら立てた教育行政の基本方針に基づき、教育に係る事務が確実に実施されているか自らチェックし、効果的な教育行政の推進及び市民に対する説明責任を果たすため、点検及び評価を行い、その結果を報告書としてまとめたものになります。評価対象につきましては、平成 30 年度事務執行分で、評価項目は第 2 期佐伯市長期総合教育計画（さいきまなびプラン 2017）の計画体系に基づく施策について、評価を行いました。評価方法は、さいきまなびプラン 2017 で「人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育」の創造を計画目標として、7 つの分野を大きな柱に位置付け、そのめざす方向を示していますので、それぞれの柱を構成する施策ごとに、まず、所管課ごとに自らが自己評価を行い、その後、内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その報告について外部評価委員会から意見をいただいております。意見につきましては 46 ページから 50 ページに記載しております。評価結果は、A 評価から D 評価の 4 段階あります。5 ページをご覧ください。A 評価は、施策目標の達成に向け順調に推移しており、目標達成は十分可能である。B 評価は、施策目標の達成に向け推移しているが、目標達成までは届かない可能性がある。C 評価は、施策達成に向けた取組に対する課題が多く、施策が停滞している。D 評価は、施策目標の達成に向けた取組を実施しておらず、抜本的見直しが必要となっています。評価結果について、7 つの柱の基本目標に沿って簡略に説明します。1 つ目の目標は、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」で 7 つの施策があります。主に学校教育課にかかわる内容で、学力や豊かな心、体力など、

子どもの資質能力を育てる施策と、特別支援教育や生徒指導などの教育課題にかかわる施策についてであります。評価結果は、7施策のうち、A評価が3項目、B評価が4項目となっております。次に、2つ目の目標は、「信頼と協働による学校づくりの推進」で5つの施策があります。学校教育課、教育総務課及び体育保健課にかかわる内容で、小中一貫教育や特色ある学校づくり、教職員研修、学校評価、さらには安全・防災教育、安全・安心・快適な施設整備、学校給食などに係る施策となっており、評価結果は、5施策のうち、A評価が3項目、B評価が2項目となっております。3つ目の目標は、「社会教育の充実と、子ども・若者の豊かな心の育成」で4つの施策があります。社会教育課にかかわる内容で、社会教育施設の整備と活用、公民館を拠点とした地域づくり、人材育成、生涯学習講座や地域のネットワークづくり、子どもたちの豊かな体験活動の推進などにかかわる施策についてであります。評価結果は、4施策のうち、A評価が2項目、B評価が2項目となっております。4つ目の目標は、「人権を尊重するまちづくりの推進」で2つの施策があります。学校教育課と社会教育課それぞれの人権教育にかかわる内容で、評価結果は、2施策ともにB評価でした。5つ目の目標は、「市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承と活用」で2つの施策があります。社会教育課にかかわる内容で、文化芸術活動への支援や拠点施設の充実・整備、文化財・伝統文化の保存・継承、学習機会の提供や情報発信、歴史文化施設の利用促進などになっており、評価結果は2施策ともA評価でした。6つ目の目標は、「健康で心豊かな活気あふれるスポーツの振興」で2つの施策があります。体育保健課にかかわる内容で、各種スポーツ大会・教室の開催、スポーツの環境づくり、競技団体の育成、スポーツ少年団の活動支援などの内容になっており、評価結果は、2施策ともB評価となっております。最後に、7つ目の目標は、「市民に開かれた教育行政の推進」で施策は1つです。教育総務課にかかわる内容で、教育委員会の審議機会の充実、公聴・広報活動の充実、総合教育会議、事務局組織の強化などの内容になっており、評価結果についてはB評価となっております。以上、まとめますと、7つの柱（基本目標）、23の施策のうち、A評価が11項目、B評価が12項目となっており、C評価及びD評価はありませんでした。今後も、引き続き点検・評価を継続し、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。7つの柱、基本目標に沿った施策ごとの結果等について、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育長

佐伯市の教育のよりどころは、さいきまなびプラン2017であります。市長は教育については一定の配慮しかできない立場であるが、佐伯市の教育の大綱は市長が定めることとなっております。その大綱は、さいきまなびプラン2017であります。この計画は10年間の計画ですが5年で見直しを行います。今回のA評価、B評価等は、2021年（中間年）の目標に対してどのくらい達成しているのかを評価しているものであります。この目標を達成するために、年間予算を使って各種事業を展開しています。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

平井委員 外部評価委員は全くの外部の人（関係のない人）にしてもらうのが良いのではないかと。

岩佐委員 指標の修正が必要ではないかと。

教育長 指標は中間年で見直すことになる。

教育部長 外部評価委員について、評価の客観性を確保するため、教育に関しての専門家（学識経験を有する者）が必要である。

平井委員 専門家でよいが、佐伯市内の方ではなく、佐伯市に関係のない方から意見を聴くことが大事だと思う。

教育長 外部評価委員に関し、他市の状況を確認し、研究します。

桑門委員 47 ページのA P Uの学生との交流のところの、地の利の面で不利という意味は遠いので学生が来ないということですか。

学教課長 そのとおりです。平日は学生は授業があるため難しい状況であります。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- （1） 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定に伴う専決処分報告について（2件）
- （2） 防犯カメラ録画記録提供の報告について
- （3） 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

（確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第8回佐伯市教育委員会を終了します。

終了17時5分